

新潟市健康経営チャレンジ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市健康づくり推進基本計画に基づき、働き盛り世代の健康づくりを推進するため、医療専門職や人事・労務管理等の専門家を派遣して適切な診断や助言を行うことにより、事業所等における健康経営の取り組みを支援する「新潟市健康経営チャレンジ支援事業（以下「本事業」という。）」の実施にあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「市内事業所」とは、市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所及び各種団体（NPO法人、公益法人等を含む）をいう。

(事業概要)

第3条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業所の課題等を抽出する。
- (2) 経営者等を対象とする集合型セミナーを実施する。
- (3) 職場改善に向けて個別訪問を実施する。
- (4) 新潟市健康づくり推進基本計画（第3次）の推進に関するセミナーを実施する。
- (5) 事業終了後は新潟市健康経営認定制度の認定に向けた支援を行う。

(対象事業所)

第4条 本事業の対象事業所は、営利・非営利は問わず、次の各号の要件を全て満たす市内事業所とする。ただし、本事業の目的に照らし、市長が不適切であると判断した場合は対象外とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係していないこと。
- (4) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(利用申込)

第5条 本事業に申込みをする市内事業所は、市長が定める期間内に新潟市健康経営チャレンジ支援事業申込用紙（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づく申込みがあった場合は、内容を審査し、事業を実施するか否かを決定するものとする。
- 3 前項の規定による審査の結果、事業実施の可否を決定したときはその旨を新潟市健康経営チャレンジ支援事業決定（却下）通知書（第2号様式）により、申込事業所に通知するものとする。

(事業実施報告)

第6条 前条第3項の規定による事業実施の決定の通知を受けた市内事業所は、事業が終了したときは、新潟市健康経営チャレンジ支援事業実施報告書(第3号様式)により市長に報告しなければならない。

(事業実施後の取り扱いについて)

第7条 前条の規定により報告した市内事業所は、新潟市健康経営認定制度に応募するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

様

新潟市長

健康経営チャレンジ支援事業利用決定（却下）通知書

新潟市健康経営チャレンジ支援事業実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

事業所の名称	
利用の可否	
不可の理由	

年 月 日

（宛先）新潟市長

利用者 所在地
名 称
代表者名

健康経営チャレンジ支援事業実施報告書

年 月 日付け新 第 号の2で利用の決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

事業所の名称	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用事業	<input type="checkbox"/> 専門家の個別訪問 <input type="checkbox"/> 職場改善セミナー <input type="checkbox"/> 健康づくりセミナー
参加人数	人（ 男性 人、 女性 人）
備考	